

# 島根県立大学 将棋部 団体規約

(名称)

第1条 本団体は、「将棋部」と称する。

(目的)

第2条 本団体は将棋を通して日本の伝統的精神、作法を学ぶとともに地域の方々と深く かかわった上で各部員の棋力向上を目指すものとする。

(会費)

第3条 会費は徴収しない。

(役員)

第4条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議を置いて改選する。但し、再任を妨げない。

1) 部長1名 … 本団体を代表する。

2) 副部長1名 … 部長を補佐し、部長に不測の事態が起きた時はその職務を代行する。

(決議)

第5条 本規約に定めのない事項については、全部員の承認により決する。

(改廃) 本規約は、全部員の賛同により改廃される。

附則

この規約は、平成 18 年 6 月 23 日から施行する。